

第 3046 號公告

高等法院

證據條例 (第 8 章)

現公布當局業已根據《證據條例》第 29(A) 條第 (2) 款的規定，委任 GAMIAO, Teodora A. 女士根據《證據條例》第 29(A) 條第 (1) 款，謄錄西九龍裁判法院刑事案件 2018 年第 3020 號的特家樂文／英文記錄和簽署該等語文的證明書。這項委任只適用於上述案件，由 2019 年 5 月 2 日起生效。

2019 年 5 月 10 日

司法機構政務長劉媽華